

建設部

建設委員会 【所管関係資料】

11月25日提出

令和 7 年第 2 回定例会（1 2 月議会）
建設部 提出資料

令和 7 年 1 1 月 2 5 日
建 設 部

建設委員会
【所管関係】

○ 建 設 政 策 課	県発注工事に係る発注標準額の見直しについて	・ ・ ・ 3
○ 技 術 管 理 課	県発注建設コンサルタント業務等に係る発注標準額の見直しについて	・ ・ ・ 4
○ 港 湾 空 港 課	指定管理者制度に係る再公募について	・ ・ ・ 5

県発注工事に係る発注標準額の見直しについて

建設政策課

1 背景

昨今の急激な物価変動等により、建設工事の発注金額が年々増加傾向にあり、国も26年ぶりに見直しを行い、令和7年4月1日から改正・施行している。

本県では平成10年5月改正から27年間発注標準額は変更されておらず、国の改正を契機として検討を行った。

2 見直しの考え方

国では、「建設工事費デフレーター」を参考に、急騰した令和2年度を基準に令和5年度までの1.14倍を各発注標準額に乗じた金額を基本として見直しを実施した。

本県においても国と同様の考え方だが、令和6年度が最新数値のため、令和6年度までの1.19倍を各発注標準額に乗じた金額を基本として見直しを行う。

【建設工事費デフレーター（令和6年度反映）】



3 見直し案

現行の1.19倍とした発注標準額を500万円刻みで引き上げることとする。

工種	等級	請負対応額		対現行比
		現行	見直し案	
一般土木工事又は建築一式工事	A	4,000万円以上	5,000万円以上	1.25倍
	B	1,500万円以上 4,000万円未満	2,000万円以上 5,000万円未満	1.33倍
	C	1,500万円未満	2,000万円未満	
鋼構造物工事、舗装工事又は造園工事	A	2,000万円以上	2,500万円以上	1.25倍
	B	2,000万円未満	2,500万円未満	
電気工事、給排水暖冷房衛生設備工事又は一般塗装工事	A	1,000万円以上	1,500万円以上	1.5倍
	B	1,000万円未満	1,500万円未満	
上記の工事以外の工事	A	区分なし	区分なし	

4 施行日

各業界団体・建設業者への十分な周知期間や発注件数が減少傾向となる時期を考慮し、令和8年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

5 発注標準額の見直しに係るスケジュール

令和7年10月 県建設業協会への意見聴取
12月～ 周知（庁内、市町村、建設団体、建設業者等）
令和8年2月1日 施行

県発注建設コンサルタント業務等に係る発注標準額の見直しについて

技 術 管 理 課

1 背景

昨今の急激な物価変動等により、建設コンサルタント業務等の発注金額が年々増加傾向にあるため、「測量業務」及び「土木関係建設コンサルタント業務」の発注標準額の見直しを行った。

なお、前回の改正は、「測量業務」が平成20年度（制定）、「土木関係建設コンサルタント業務」が令和2年度に行っている。

〈参 考〉

「測量業務」・「土木関係建設コンサルタント業務」は、発注金額及び業務実績等を踏まえ、次の業務区分により発注。

- ・測量業務：業務①～⑥
- ・土木関係建設コンサルタント業務：業務A～D

2 見直しの考え方

前回の見直し時と現在の設計額を比較し、発注標準額の見直しを行う。

- ・測量業務（業務①により試算）
当時の設計額 $C \div 300$ 万円
現在の設計額 $C \div 600$ 万円
→業務①(管内B又はC)を600万円未満までに引き上げる。
→同様に業務②～④も見直す。
- ・土木関係建設コンサルタント業務（業務Aにより試算）
当時の設計額 $C \div 700$ 万円
現在の設計額 $C \div 900$ 万円
→業務Aを900万円未満までに引き上げる。

3 見直し案

測量業務

業務区分	現行の発注標準額	改正案
業務①（管内B又はC）	300万円未満	600万円未満
業務②（管内A又はB）	300万円以上700万円未満	600万円以上1,000万円未満
業務③（管内A）	700万円以上1,000万円未満	1,000万円以上1,300万円未満
業務④（県内A）	1,000万円以上3,000万円未満	1,300万円以上3,000万円未満
業務⑤（県内AのⅠⅤ）	3,000万円以上	変更無し
業務⑥（県内、県外）	無し（同種類似業務の実績を求める）	変更無し

※A, B, Cは技術者保有数による区分

※業務⑥（空中写真測量等特殊な技術を要する測量）

土木関係建設コンサルタント業務

業務区分	現行の発注標準額	改正案
業務A（県内）	700万円未満	900万円未満
業務B（県内、準県内）	700万円以上	900万円以上
業務C（県内、県外）	無し（同種類似業務の実績を求める）	変更無し
業務D（県内、県外）	無し（同種類似業務の実績を求める）	変更無し

※準県内：秋田県内の営業所に技術者が常勤している企業

4 施行日

各業界団体への十分な周知期間や発注件数が減少傾向となる時期を考慮し、令和8年2月1日以降に入札公告等を行う建設コンサルタント業務等から適用する。

5 発注標準額の見直しに係るスケジュール

令和7年11月 県土整備コンサルタンツ協会への意見聴取
12月～ 周知（庁内、市町村、建設団体、有資格者等）
令和8年2月1日 施行

指定管理者制度に係る再公募について

港 湾 空 港 課

1 概要

大館能代空港周辺ふれあい緑地の維持管理業務について、令和8年度からの指定管理者選定に向け公募したところ応募者が無かったことから、条件の見直しを行い再公募を実施する。

(1) 指定期間

当初：令和8年4月1日～令和13年3月31日
(5年間)
変更：令和8年4月1日～令和9年3月31日
(1年間)

(2) 指定管理料

当初：80,045千円(16,009千円×5年)
変更：20,008千円(20,008千円×1年)

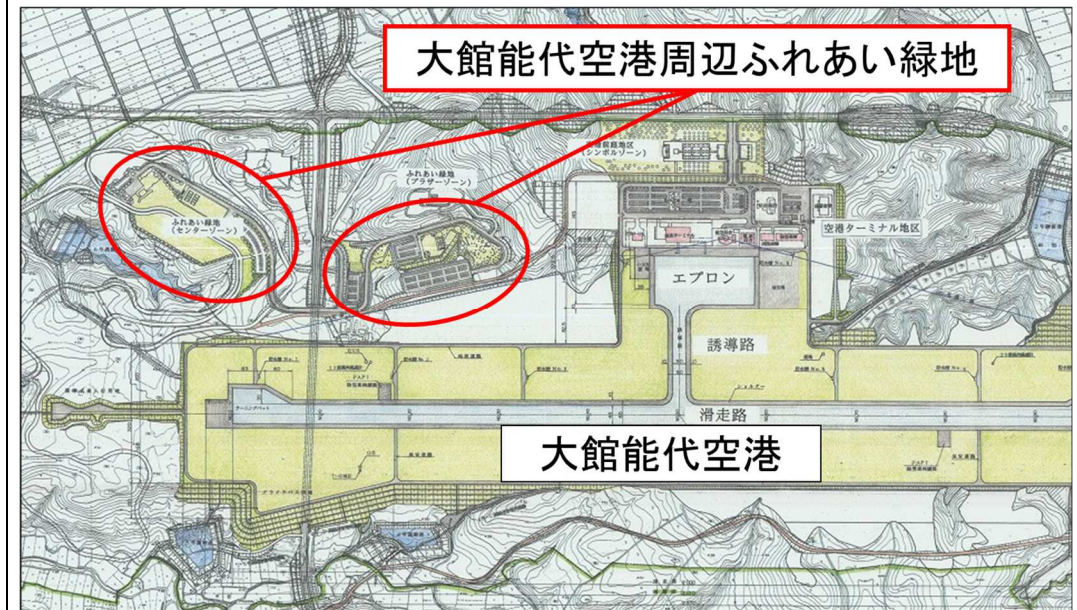
(3) 業務内容

- ・施設の使用の許可、使用の制限等
- ・施設及び設備の維持管理

2 指定管理者の指定に係るスケジュール

令和7年12月	指定管理者の再公募
令和8年1月	指定管理者の候補者選定委員会
2月議会	指定管理者の指定議案の審査・議決
3月	指定管理者との協定締結
4月	指定管理の開始

位置図



多目的広場



テニスコート

